

中東・北アフリカ地域の労働運動

共催：(財)国際労働財団(JILAF)、フリードリヒ・エーベルト財団東京事務所(FES)

後援：日本労働組合総連合会(連合)

2006年9月6日(水)

於：京王プラザホテル(東京)ムーンライト

プログラム

開会挨拶
JILAF 得本理事長 挨拶
連合 古賀事務局長 挨拶
伊藤外務政務官 挨拶

～第一部～

労働事情報告

10:30 ～ アルジェリア労働総同盟(UGTA)
10:50 ～ エジプト労働組合総連合会(ETUF)

11:20 ～ イスラエル労働総同盟(HISTADRUT)
11:40 ～ 質疑応答(20分)

13:20 ～ ヨルダン労働組合総連合会(GFJTU)
13:40 ～ クウェート労働組合連盟(KTUF)

14:10 ～ モロッコ労働組合(UMT)
14:30 ～ パレスチナ労働組合総連盟(PGFTU)
14:50 ～ 質疑応答(20分)

～第二部～

15:30 ～ パネルディスカッション(90分)
パネリスト：参加7組織からの招聘者全員
コーディネーター：中嶋ILO理事

閉会挨拶
エーベルト財団東京事務所

中東・北アフリカ地域の労働運動

開会挨拶

国際労働財団
理事長 得本 輝人

このシンポジウムは、JILAF とフリードリヒ・エーベルト財団の共催、連合の後援で開催される運びとなりました。エーベルト財団、並びに連合のご協力に感謝申し上げます。

JILAF は今日まで、中東・北アフリカ地域の労働組合の数多くの代表の方々を招聘し、その都度、労働事情のご報告をいただきました。しかし中東諸国は日本から非常に遠く、労働運動に関する情報が残念ながらまだまだ少ないのが実態です。また世界平和のためにも重要な地域であります。

本日のシンポジウムでは、現在、紛争が激化している中東地域の平和と民主化における役割について、パネルディスカッションを行いたいと思います。このシンポジウムには、現在、紛争の当事者となっているパレスチナ・PGFTU とイスラエル・HISTADRUT の代表も参加いたします。働く者の権利を守り、平和を築く労働組合という、共通のベースがあるからこそ、この場で席を同じうすることができたのだと思います。

開催に当たり、JILAF としても一言つけ加えておきたいことがあります。JILAF は 1990 年代から 2000 年にかけて、イスラエルとパレスチナの労働組合の間で、日本のみならず現地で、社会保障問題や労働協約などの各種セミナーを開催してきた経緯があります。残念ながら 6 年間中断を余儀なくされてきましたが、今回このように、中東、北アフリカ地域の 7 カ国の代表が参加をして、このシンポジウムが開催できたことを感慨深く思います。

さて、本年 11 月には ICFTU・国際自由労連と WCL・国際労連が、新しい国際組織、ITUC として生まれ変わる予定です。世界のグローバル化が進む中で、労働者の権利を守り、平和を築く国際労働運動がより一層発展されることを願います。

この新しい組織発足の年に、このシンポジウムが中東地域の平和の実現に向けての第一歩となること、そして日本と中東・北アフリカの各国の相互理解・協力がより高まることを祈念しご挨拶いたします。

第一部 【各国の労働事情報告】

アルジェリア労働総同盟(UGTA) ハッジヤ・カッドゥース

アルジェリア労働総同盟(UGTA)は1956年2月24日に組織されました。目的はフランスの植民地支配に対し、労働者を組織し、圧政に抵抗することでした。アルジェリアの独立後は、1党支配の政治システムを確立し、社会主義に基づく国家建設のために尽力しました。しかし1989年の新憲法制定により、アルジェリアは多党化、自由化の政治路線をとりました。その中で私どもは独立した労働組合としての活動を開始しました。

市場経済化、グローバリゼーションが進行した90年代、アルジェリアの労働者には苦難の日々が続きました。大量解雇の問題に加え、内戦で多くの労働者がテロの犠牲になりました。約360人の労働者がテロの犠牲となっただけでなく、1997年1月にはハムダ書記長の暗殺事件がありました。

UGTAの内部機構ですが、中央執行委員会が最高の決定機関で、ここには187人の委員がいます。書記局長が12名。48名の地方委員がいます。特筆すべきこととして、2000年の大会決議に基づき、2002年に働く女性の委員会が組織されています。また労働者の研修・啓発、調査を行うためのセンターが別に設置されています。

先程申し上げましたように、経済の自由化とグローバリゼーションの進行に伴って、アルジェリアの経済、労働者は非常に困難な課題を抱えています。

一つ目の課題は、組合幹部の意識改革です。現状を踏まえ、労働者の保護とその生活水準向上のために、どのようなスタンス、政策を実施すればよいのかを、幹部自身が理解する必要があります。

次に、組合員の意識向上のための啓発活動が必要ですし、社会制度の変化に応じた社会保障を獲得するための交渉が必要です。

次に、民間部門の労働者の組織化です。民営化の急速な進行により、労働者の約70%は民間部門に働いていますが、そのうちの5%しか組合に組織されていません。また民間部門で働く労働者のおよそ半数は非正規労働者です。非正規労働者には女性や子供が多く、この人たちの権利保護の問題があります。

次に、組合活動への女性の進出です。女性は組合活動で能力を発揮しています。また若者の組合活動への参加も急務であり、そのために青年委員会を設けて、若い力の活用を図っています。

そして、国際的な連帯です。とりわけ組合員の啓発・研修面での国際的な協力が必要ですし、また団体交渉や女性の進出、組合活動への参加、社会保障を確保するための施策、そういった面での国際的な協力が求められています。

労働者の社会保障を確保していくために、アルジェリアでは「社会的対話」という、国レベルでの対話が進められており、そのため2者あるいは3者構成による各種委員会を設け、そこで賃金の問題や労働条件の問題、その他を個別に協議しています。

UGTAは、2006年には20%から25%の賃上げを獲得するとともに、新しい公務員法の制定を獲得しました。13の2者構成の委員会、同じく13の3者構成の委員会の活動の結果、これを獲得しました。また2006年の1月に成立した新しい国家公務員法についても、それまでの長い協議が成果を挙げたものです。

現在、協議が行われているのは、民間部門も含む全ての労働者に対する社会保障を確保するための対話です。次の9月の大会までの最大の問題は、最低賃金の決定です。

最後になりますが、2007年の年末に第11回の総同盟の大会を予定しています。その際には、職業別組合により大きな活動の機会を与えることが中心的な議題となる予定です。

エジプト労働組合総連合(ETUF)

ムハンマド・ワハバツラー・ムハンマド

エジプトにおける組合活動の源流は古代、ファラオとピラミッド建設の時代に遡ることができます。そのことはピラミッド建設時に最初のストライキが行われたという研究が裏づけています。一方、近代におけるエジプトの組合活動の歴史は100年を超えます。その過程で組合活動を発展させ、争議権や市場経済下での労使関係を調整する統一労働法が制定された後、その力を増しました。

エジプトの組合活動は、1つに統合されています。エジプトにはエジプト労働者組合総同盟のみが存在します。総同盟は政府から完全に独立していることが特徴です。このことが政府との良好な関係を妨げるものではありません。総同盟は労働者の利益を実現し、労働者を守るため、雇用者側に圧力をかけるべく努力しています。また、労働者の保護も心がけています。

総同盟の組織は、ピラミッド型に区分されています。まず、各施設にある組合委員会があります。その上に職業別の一般組合、例えば化学産業労働者組合などがあります。構造上最上部に位置するのは総同盟です。傘下に23の一般組合が加盟しています。

ほかにも総同盟に属する組織が各県の地域別連合にあります。地域別の総同盟と、職業委員会という組織があり、労働者の文化施設などもございます。またその他にも様々な労働文化活動を行う施設を持っています。

現在、総同盟は次のようなことに関心を持っています。政府や雇用者側からの組合活動の独立。労働者や構造改革化政策のあおりを受けた者たちの権利や利益の保護。物価の上昇に見合った賃金の向上を実現するための雇用者側や政府との交渉。職場環境や労働者の健康に留意した職場の安全と衛生の確保。雇用や子供、差異などに関する基本的な基準を満たすこと。労働者の福利厚生や社会的な側面への関心を持つこと。適切で尊厳ある職業への就職と労働者の生活環境の改善です。

また、人材開発や職業訓練を通じた就職機会の創出。また、組合交渉技術の向上のための訓練を実施することにより、労働者の意識を高め、また、組合活動を背負って立つ若手指導者層の育成に力を入れています。

イスラエル労働総同盟 (HISTADRUT)

ラビート・ドンフィデル

HISTADRUT は、イスラエルの労働制度、労働関係に非常に強い影響力を持つ組織です。2004年、HISTADRUT は存亡を脅かされるような状況に直面していました。ベンジャミン・ネタニアフ財務大臣のドラスティックな政策が、イスラエルの労働組合にも大きな影響を及ぼしました。その政策が大量解雇、職場の統廃合の問題、また労働者の集団的合意の規制、雇用の安定に対する弊害、福祉の質の低

下、労働者の生活レベルの低下、民営化の推進を図りました。

そうした状況下で、HISTADRUT のオフエル・エイニー会長は就任後の3カ月間に6万人の労働者、50の組合組織を動員して、この問題に取り組みました。長期間にわたる闘いは、イスラエルの労働組合の歴史の中でも非常に珍しいことです。その期間ストライキを実施し、職場の統廃合が行われました。闘争のテーマは、弱者を守るための盾の強化でした。そうした状況下で、我々は政府関係者を交渉の話し合いの場につかせ、相互の合意に至ることができました。

成果を少し詳しく述べますと、何千人もの労働者の解雇計画に対し、解雇者ゼロという成果として勝ち得ました。また役職、職場の統廃合も回避することができ、また民営化も回避できました。年金制度、年金へのダメージも回避することができました。何よりも大きな成果は、HISTADRUT 組織自体を強化することができたことでした。

もう一つは、非組織労働者である、パートタイマー・アルバイトの問題について触れたいと思います。オフエル・エイニーHISTADRUT 会長は、政界からの転身ではなく、労働組合出身です。彼は税務署の地方組合長から、税務署組合の全国組織の組合長、さらに HISTADRUT の国家公務員部門の長になりました。そして現在国防大臣となったアミール・ペレツ氏の後任として HISTADRUT の会長に選ばれ、組織力強化という目標に取り組んでいます。

非組合員についての問題も協力して取り組んでいます。特に弱い立場にいる労働者、例えばパートタイマーなどです。こうした労働者は、非常に厳しい労働条件の下に置かれ、使用者も法律を守ろうとはしていません。そうした問題に取り組むために、HISTADRUT はそういった弱い立場の人たちが非組合員、組合員でなくても支援をしようとしています。それによる一つの成功例が、イスラエルのプライベートセクターにおける一番大きい雇用主である、プパタホリーヌ（医療機関）との合意です。これにより、労働者の権利、社会保障を守ることができました。

もう一つの成果は雇用者との関係です。かつて HISTADRUT と雇用者との関係はほとんど存在しませんでした。グローバル化による構造変化の下、政府は民営化を推進し、雇用者の解雇、年金制度の質の低下、職場の統廃合を進めようとしてきました。その一つが港湾会社の民営化でした。最終的には、HISTADRUT と雇用者同士が協力関係を結んだことによって、民営化を回避できました。そうした相互合意により労働者の権利が守られ、またこれまでになかったプライベートセクターにおける雇用者、政府との関係も同時に築くことができました。

最後に、HISTADRUT が取り組んでいる世界レベルでの組合の方々との協力関係と重点課題についてお伝えします。

今年の7月に起きました第2次レバノン戦争を経験して、再度 HISTADRUT はプライベートセクターの雇用者と協力関係を結ぶことができました。というのも戦争中、多くの労働者が職場に行くことができませんでした。特に女性は自分の子供を守るために、ずっといわゆる防空ごうにいなければなりません。HISTADRUT は雇用者側と一緒に協議し、さらに政府関係者も巻き込んだ運動の結果、戦争の期間中、労働できなかった労働者に対して100%の賃金支払い、さらにはそれに対する弁償金を的に支払うという合意に達することができました。

HISTADRUT は世界各国の労働組合と積極的に関係構築を促進しています。基本的姿勢として、我々は世界じゅうの労働組合の方々と協力関係を築きたいと考えています。

特に私たちが関係強化を望んでいるのが、パレスチナの PGFTU との関係です。相互の意見を交換し、また相互理解を深めたいと考えています。現在の状況下では、HISTADRUT とのパレスチナ側の組合との関係が、唯一両国を結ぶパイプであると私は感じています。私は、対話こそが両者の関係の問題を

解決し、中東に和平をもたらす唯一の解決策だと感じています。それは我々労働組合が日ごろの問題を対話で解決しようとする姿勢と全く同じものであります。

ヨルダン労働組合総連合 (GFJTU)

ラナ・ファッカーリー・パーキル・クウォル

最初に、ヨルダンの労働運動の組織についてお話ししたいと思います。ヨルダンの中心的なナショナルセンターに当たるのは、GFJTU、ヨルダン労働組合総同盟です。こちらのヨルダン労働組合総同盟は、現在ヨルダンの全ての労働組合に当たる 17 の組合が加盟しています。これら 17 の組合は総同盟に正式に加盟していますが、そのほかに加盟していない 11 の組合があります。

また、1967 年のイスラエルとパレスチナの第 3 次中東戦争前までは、現在パレスチナの自治政府の領土として認められているヨルダン川西岸は、ヨルダン王国のものでした。そのため、そのころの加盟は、ヨルダン川西岸のものも含めて、29 の組合が総同盟に加盟していました。ただ、その後、1967 年の戦後は、西岸が切り離されたことから、17 の組合に減っています。

総同盟の設立目的としては、まず第 1 に、ヨルダンの労働運動の構造的な側面の強化、法律に沿った構造的な側面の強化。また第 2 番目に、労働運動を保護するための努力を統合的に行うこと。3 番目には、労働者の組合の加入を促進することということです。

今、総同盟に加入している組合数は 23 万人で、ヨルダン国内で最大の市民による社会活動組織となっています。総同盟をはじめとした全ての組合の監督官庁は、労働省に当たります。労働省は、次に述べるような事柄に責任を有しています。組合の統合の承認や組合関係の選挙の監視、使用者と組合との間で発生した紛争のあっせんや調停などについて責任を持っています。

総同盟は、多くの雇用関係の公共団体などの理事会に参加しています。総同盟は、さまざまなアラブ、そして世界の諸国の労働連合に加盟しています。例えば ICFTU のメンバーでもございます。

現在の総連合の会長は、1997 年の選挙で当選したマーゼン氏で、私立教育関連雇用者組合の長でもあります。これらの組合の連合活動の目的としましては、労働者の生活の改善などです。

次に、総同盟の中の内部組織についてご説明したいと思います。総同盟の組織には、3 つの主要な機関から成り立っています。まず最初に、理論上総同盟の報酬を決定する最高機関として、総会が挙げられます。この総会は 4 年に 1 回開かれます。

次が中央評議会ですけれども、これらは総会が開かれない間の実質的な最高機関になります。その次が執行委員会です。この執行委員会が、総同盟の実質的な活動機関です。この委員会は、各組合から 1 人は代表としてメンバーになるため、実際は 17 名ということになります。こちらのメンバーの任期ですけれども、4 年ごとに選挙が行われて、メンバーの改選が行われています。

ほかにこの執行委員会が設立する委員会で、もし組合の規約に違反するような事柄、選挙違反とかそういうことなどがありましたときに裁定する機関として、委員会を設置することができます。

組織率は 12%、非正規雇用者についての比率はわかりません。

公共部門の労働者については、組合結成、組合参加自体が、労働法で禁止されています。そういう場合、公務員側とまた省庁側との間で、何か問題が起こったときに解決するのは、労働省の監督権限によるものになるということです。

今回私が所属しています航空運輸労働組合について、少々ご説明したいと思います。

私たちの航空運輸労働組合というのは、1969年に結成されました。そのときは国営会社であり公務員ですから、実はつくってはいけないということになるんでしょうけれども、ヨルダン航空の場合は、特別な法的なステータスがあるということで結成されて、1971年に総同盟に加盟いたしました。1992年に、最初の女性の会長が組合長として選ばれました。

今、ヨルダン航空には民営化への動きがあります。今のところまだ国のほうが一部の株を持っていませんけれども、民営化の方向で動いています。その際に経営者側と労働組合側で、労働者の人権を守るということで、2001年に労働者保護の観点の合意が最初に結ばれました。

2001年に最初の民営化に伴う労働者の権利の保護を目的とした労働協約が、両者間で結ばれましたが、それが2005年にさらに強化される形で、もう一つの労働協約が新しく結ばれました。これに基づきますと、もう2006年以降は、この内容が、ヨルダン航空の内規になるということで、これ以上は改めて交渉する必要はないということになっています。

ヨルダン航空の中で、2004年にまず初めて働く女性のための委員が選出されました。その後2006年にまた新たに、その委員が選出されたということになります。ヨルダン国営航空の組合の経営理事会のメンバーとしては、13人のうち1人が女性の委員だった。航空組合連合はヨルダンの国営航空だけではなく、ほかのさまざまな航空関係に関係する職種などについて監督しています。また、ITFの中東支部が初めて2004年にヨルダンに開設されました。

今まで歴史の中で、一般組合がございませぬけれども、一般組合の長を女性が務めたのは4回、例としてございませぬ。銀行と保険の分野には1,600人の、保険分野には1,300人の女性が働いています。教育分野についての統計はございませぬ。

クウェート労働組合連盟 (KTUF) ファイサル モトラク アルアズミ

クウェートの位置する地域で石油が発見された後で、クウェート人労働者が、石油関連会社や政府のさまざまな組織で働くようになった20世紀前半、労働者の中に労働組合の設立を模索する者たちが出てきました。その動きは、1964年に公共部門労働法が制定されるまで続きました。この法律は13条からなり、労働者組合を設立する権利も含まれていました。

この法律に基づき、政府と民間の石油分野に多くの労働組合が設立されました。その後、間もなく1965年に、これらの組合は2つの連合を設立しました。そのうちの一つは、公共部門労働者組合連合、もう一つは、石油化学産業労働者連合です。

1967年に、今申し上げたこの2つの連合を含むクウェート労働者総同盟が設立されました。総同盟創設の目的ですけれども、クウェートの労働者の総合的な利益を保障することを目的に設立されました。総同盟の役割としては、国家の経済や社会の発展、また、社会の一個人として人々に奉仕することを目指すチームワークの実現、また組合の自由や民主主義、団結権の保持において最前線で活動することを目的としています。

また、今申し上げましたように、組合の自由や民主主義、団結権の保持についても活動しています。総同盟はその規約において、クウェートの労働者の利益の擁護、さまざまな方法による職場や組合、生活での労働者の水準の向上をうたっています。

労働組合員同士の連帯を深め、それぞれの組合に対して、物質的、理念的な支援をしています。

総同盟は国内やアラブ諸国、世界での会議などで、クウェートの労働者の代表として参加し、労働者の福利厚生を実現するために、提案や研究結果、プロジェクトなどを提出しています。

総同盟は産業化、国家が有する天然資源などへの投資を促し、職業の継続と労働弱者のための権利を保障しています。失業問題や十分な就業機会の提供の方策や、労働環境の改善、最新の方法を適用した職業技術訓練の提供による労働者の生産力の増強に取り組んでいます。

総同盟は、労働者に関する法規や社会保険制度、職場の安全や衛生面の改善を促進し、労働者の総合的な権利に焦点を当てつつ、組合員の意識を啓蒙し、労働者文化を広めることに尽力しています。そのために、シンポジウムや会議、集会などを随時開催し、組合の自由と権利を守り、組合をサポートし、言論の自由を保障するために活動しています。

組織の構造について、次にお話しいたします。クウェート労働者総同盟で一番上位に位置する組織は総会で、隔年で開催されています。この総会議では、総連合の石油と公共の分野の 15 の組の半分を代表する 90 人から構成されています。総会では、総同盟の執行評議会のメンバー15 人の選挙が行われます。

この執行評議会ですけれども、事務局のメンバーを任命することになっています。この事務局員というのは事務局長、副事務局長、総書記、総書記補佐、会計、渉外担当書記官、内部調査担当書記官の 7 名から構成されています。

職業訓練や広報分野での目的の達成のために、総同盟は 1976 年に労働者文化協会を設立しました。この協会は現在も存続していきまして、組合員に対する訓練を実施しています。

また、総同盟は 1975 年にみずからの情報の発信のために、『労働者』という題の雑誌を創刊しました。この雑誌はクウェートのみならず、アラブ世界の組合運動、市民の間で広く行き渡り普及しました。

総同盟は、組合活動歴の長い組合員からなる諮問委員会、働く女性のための委員会や、新規雇用のための事務所などを設立しました。これらの専門委員会はさまざまな分野における目的達成のために、総同盟の執行評議会と協力を行っています。

次に、現在の最も重要な総同盟の使命についてお話しいたします。

総同盟の最近の総会は第 13 回会合で、2006 年 4 月に開催されました。この総会は、経済、社会、挑戦に立ち向かうための効果的な組合運動に向けてというスローガンの下に行われました。総会の分科会では、クウェート労働者層や組合組織などの重要な課題について話し合いが行われました。その中でも世界の動向や安全保障、域内に支配的な政策、国内の現状などがまず議題として取り上げられました。

また、クウェート国民の関心を引き、影響を及ぼした経済・社会のさまざまな出来事が発生した過去 2 年間における組合運動の歩みについても議題として取り上げられました。

その中でも、限られた収入もしくは平均的な収入で働く労働者の現状などについても話し合われました。今申し上げたように限られた収入の労働者の現状について話し合われたということです。

総会では、これらの課題や要請についての協議が行われた後に、次のような決議が採択されました。公共部門における新しい労働法の制定の働きかけを続けていくこと。2 番目には、低迷したクウェート経済の救済策としての課税政策を拒否すること。生活費のコストアップと闘う努力を継続し、労働者や非雇用者の経済的・社会的な要求を実現することです。また、民営化の影響から労働者を保護することです。悪化する失業率が経済や社会、治安面に及ぼす悪影響に効果的かつ容赦なく立ち向かうことに決意しました。

安全保障の面についても話し合いが持たれました。

労働者の生活環境にも影響を及ぼすような危機的状況を解決するために、総同盟が提出した提案の実

現の必要性を訴えました。

6番目には、組合の権利と自由を守ることが採択されました。組合や総同盟に対するいかなる形の内部干渉にも立ち向かうことで合意しました。アラブ国際世界の中では、さまざまなアラブ諸国の労働関係の組織や世界の組織との連帯を強化していくという方面が強調されました。さまざまな国との連帯が表明されました。

こちらの会議では、テロリスト、テロの概念を拒むということで、イスラムがテロだというような概念に対抗するという方針がとられました。それはあらゆる面において拒むという立場を鮮明にいたしました。

さまざまな国で表面化している問題についても取り上げられました。

クウェート労働組合総連合がアラブや世界の労働組合連合の中で、代表的な位置を占めるよう努力していくという方針、立場が確認されました。

組合同士の関係について、総会では平等や無条件にやりとりする自由、立場を決定する自由に基づき、国際自由労連や太平洋やアジアにある、その地域支部団体などの関係との強化が確認されました。

アラブ人労働者組合のための国際組合連合やアラブ諸国との連合などについても、強化が確認されました。アラブの国際労働者組合連合との連帯も強化が確認されました。ほかの民主主義の形態を持つアラブ諸国や世界との連帯が確認されています。

米国労働連合及び産業団体会議傘下の世界の労働者連帯のための米国センターとの共同活動や、それに対する支援と協力を行うことも確認されました。それらの米国センターの活動は、GCC、湾岸協力会議加盟諸国とイエメンに最近設立された事務所を通じて行われます。ちなみにその本部はクウェートに開設されました。

組織率は約15%です。非正規雇用者の比率についての統計は、今ここにございません。スト権については、全ての分野で保障されています。

モロッコ労働組合 (UMT)

ムハンマド・エル・アルジョーンヌ

モロッコはそもそも鎖国していましたが、1912年以降、フランス及びスペインの植民地支配にありました。その時代から労働運動というのは始まっています。そして労働運動は、モロッコの国土全て、都市部におきましても、また農村においても、また山岳部においても、植民地支配に対する抵抗を開始しました。労働者であると、また政治家であるとを問わず、独立を求め、そして抵抗する者は全て圧力を受けるという時代でありました。モハンマド5世というのが当時のモロッコの王様でありましたけれども、この王様の追放がございました。この追放が起きた後の1955年、組合を中心として、独立を求める強い運動が起きました。自由な労働運動であるモロッコ総同盟の旗の下に、労働者は一致団結して独立を求めました。

当時のベンサッディーク書記長は、労働者保護のために活動した結果、何度も刑務所に入れられました。政府の支配下にあった公共部門の労働者は、世界の発展から遅れをとりました。なぜなら、それは政府の側からつくられた御用組合でしたので、活動といえば、政府の保護ばかりだったからです。その結果、なるべくその仕事は民間にすべきだということになりました。

他方、民間部門というのは順調な発展を続けています。その発展の要因は、1つに自由な労働組合活

動が認められていて、その組合が使用者側と協議し、交渉し、その過程において自由な雰囲気の中でお互いの関係強化、そして権利の保護がなされているからです。国家的な労働協約が結ばれた結果、この協約に基づいて労働者の権利保護が図られています。また、外国企業はモロッコで幅広く活動しており、またその活動の分野を広げていますが、その労働者の権利保護の下になるのも、この国家的な労働協約が基準となっています。労働者の権利が保護され、また、労働者の安全、健康が守られるという中で、労働者は完全にその人の能力を発揮し、また技能を発揮することができるのであります。

準公共部門には約 24 の団体がありますが、この機関もモロッコ労働総同盟に加盟しており、労働協約の保護を受け、使用者との団体交渉及び協議を行っています。組合内での研修によって多くの組合員を育てていますが、組合の外からも多くの専門家を招き、その人たちの指導を受けながら、またその人たちとともに交渉に当たっています。この研修の実施によって、多くの組合役員の交渉能力が高まり、実際に使用者との交渉で力を発揮しています。

モロッコの現在の課題ですが、288条項という法律によってスト権が禁止されています。この回復に向けて、全ての力を注いでいます。また、労働に関する規定というものが最近定められまして、これについて、私どもは非常に激しい反対をしまして、現在も協議が続いています。

賃金水準については、ここ何年もこの水準が引き上げなく抑えられています。一方、物価というものは年々、とりわけ生活基礎食料品でありますとか燃料が大きく値上がりしています。ということで、我々総同盟としては、最低賃金を 3,000 ディルハムに引き上げてほしいという要求を出してもう何年にもなりますが、依然、この問題は係争中であります。

内部機構について申し上げます。まず、書記長がトップです。それから書記局員、それ以外に、それぞれの部局の責任者、研修でありますとか、いろいろな機能ごとに分かれています。そして、この全ての役員は全員、組合員、下下労働者組合員であります。それから、執行局がございます。また、女性委員会、それから労働研修委員会、それからその最高機関であります大会はナショナルカウンシルと呼ばれていまして、そのメンバーがいます。それから地方事務所、それとそこの役員。これらは全て透明な選挙によって選出される役員であります。そして、それぞれの部門における問題を協議するための会議、地方会議のようなものがさまざま開かれることがございます。モロッコ労働総同盟は、いかなる政党にも属さず、またいかなる政党の支配も受けず、独立した活動を行っています。高い責任を有し、政府及び使用者との日々の交渉に当たっています。

準公共部門におきましては、我々は 24 の労働協約を持っています。組合に属している労働者の数といたしましては、労働総同盟の加盟労働者の数は 40 万人であります。労働組合員の総数の約 40% がモロッコ総同盟に属しています。

また、民間部門におきましても、多くの労働協約を有しています。17 以上の組合は、我々の組織に属しています。他方、どれだけの労働者が組合に属していないかということについては、資料がございません。

パレスチナ労働組合連盟 (PGFTU) イサーム・ムニール・ファヒド・ワハバ

私たちの抱えている問題は主に 2 つです。第 1 は非常に大きな失業率です。約 62% です。原因の第 1 はパレスチナの経済がイスラエル経済に従属していることです。オスロ合意後は、イスラエルとの間の

国境管理ができず、全ての商品の移動が自由ではありません。この国境で課される不自由な規制と関税率の高騰に伴い、パレスチナ経済は大きな制約を受けています。このパレスチナ経済に制約を与えている合意は、パリの経済合意です。

2番目の失業拡大の理由は、イスラエルの労働市場がパレスチナ人労働者に対して閉ざされていることです。もともとイスラエル国内で約12万人のパレスチナ人が合法的に働いており、また13万人のパレスチナ人が非合法的に働いていました。非合法的というのは、治安上の理由により労働許可が得られないということですが、この市場が閉ざされています。

3番目の理由は、多くの工場が閉鎖に追い込まれたことです。イスラエルがパレスチナ経済の破壊を目的に、数多くの敵対的な行為、進攻、多くの都市と都市間の交通遮断や、パレスチナをカントンと呼ばれる小さな区域に分裂させようという行動のため、原料が届かない、人が動けないことで、多くの事業所は閉鎖を余儀なくされました。結果、そこで働いていた労働者は解雇を余儀なくされてしまいました。閉鎖せざるを得なくなった産業の例を挙げますと、繊維工業、皮革工業、農業関係工業、食料品や観光業であります。

もう1つの理由は、パレスチナ自治政府が輸入に頼る政策を許していることです。グローバリゼーションのスローガンの下に、オスロ合意、パリの経済合意の押しつけによるものですが、パレスチナ当局はあらゆる物資の輸入を自由に許しています。粗悪な商品であっても輸入ができ、また自国の産業保護のために関税をかけることを全く行っていません。

もう1つの理由は、ヨルダンのエルゲル工業地域がつくられたからであります。オスロ合意以降、インティファダの時代にこの工業地帯が利用可能となり、ここが投資家に動機を与えたために、多くのパレスチナの工場が全てこの地域に移ってしまいました。

そして、イスラエルによる各検問所の封鎖です。占領当局が集団懲罰としてパレスチナ人に対して課しているこの封鎖により、人々の移動の自由がありません。労働者は通勤できませんし、商品を別の地域に出荷することができません。例えばガザ地区に乳製品等の食料品を持ち込むことができず、ガザ地区からは特産品の生花を出荷することができません。ヘブロンは皮革製品の産地ですが、これを出荷することはできません。ナブルスの伝統工芸品は、広くヨーロッパ、アメリカに輸出されていましたが、これも輸出することが不可能になってしまいました。産業自体が大打撃を受けているだけでなく、イスラエル企業の下請けとなることを余儀なくされています。

そして、海外からの投資の減少であります。治安情勢の悪化のために、資本は逃げてしまい、今ではパレスチナに対する外国からの投資自体ほとんど考えられない状況になっています。

2番目の問題は、このような情勢を反映して、貧困がパレスチナ人の間に急速に拡大していることです。1人の労働者の平均賃金というのは1日当たり13米ドルに過ぎません。これは家族の生活を支える上で全く足りません。

労働者の困窮を救うため、パレスチナ労働総同盟は一生懸命やっていますが、あまり抜本的な対策はできていないのが現状です。我々がとった対策を幾つか申し上げますが、第1は、パレスチナ自治政府からの直接の現金支給であります。我々総同盟がパレスチナ当局に強く働きかけた結果、100米ドルを6年の間に1回支払われたことがあります。これは12万人の労働者をカバーしました。2番目に、家族手当というプログラムを実行したことです。これは2万の家族に対する資金援助で、人数が7人以上の家族に対し1カ月当たり120ドルを現金支給するものでしたが、実行後2カ月して停止を余儀なくされました。アメリカがサウジアラビア開発銀行に対して、この現金支給がテロ支援にあたるという理由で、圧力をかけたからです。このお金は、各個人の銀行口座に対して直接振り込まれるものですが、

それを機能させるために、パレスチナ総同盟は全労働者の名前等、必要事項を調査して、実施者に対し情報を提供するという協力をしました。

他にはサウジアラビアの食糧バスケットというプログラムがあります。これはサウジアラビア人民委員会の資金援助を得て、50ドルの食糧バスケットを13万2,000人の労働者に対して渡すものです。さらに、無償の医療保険です。総同盟はパレスチナ保健省と共同で、全ての労働者とその家族に医療を無償で受けられる保険証を配りました。これにより労働者とその家族は全て無償で医療を受けられるというものです。しかしながらこのシステムはうまく機能しませんでした。というのは、パレスチナ人が全ての必要な医療を受けられる状況にないからです。イスラエルの封鎖措置によって、とりわけ重要なお金のかかる医療というものが実施できなくなっているからです。またこのシステムでは、労働者が全く保険料を負担しませんので、費用負担がパレスチナ政府、保健省にとって非常に重くなってしまったのです。

それから、労働総同盟は、失業及び貧困に関する国民基金の設立を呼びかけています。この目的は、基金を設置して生産的な経済活動を行うことによって、失業者の救済を図る、失業者に職を与える、及び貧しい人々に最低限の収入を確保して、生活水準を保つということですが、現在までこの基金に対する資金がないために、実現に至っていません。

その次は、失業者を暫定的に雇用するプロジェクトです。このプログラムで裨益した労働者の数は15万9,000人に上っています。しかし失業者は63万人いるわけです。これにより支払われた金額は300万USドルですが、このプログラムがさらにもっと仕事を継続的に労働者に供給できるように改善していくことを総同盟では求めています。

こういう我々の取り組みに対して、我々が直面している困難について申し上げます。

その第1は、パレスチナ当局が我々の要求に応えてくれないことです。失業に歯止めをかけ、困窮をより軽減したいのですが、理論的には可能であっても、それを実行に移すのは難しいということが多くあります。組合の加盟人数が減少していることも挙げられます。24%であった組織率が、現在は18%に下がっています。また組合に属していない非正規労働者は47%です。

一方、スト権についてですが、現在、医療関係従事者、そして教員——これはみんな地方公務員ですが——が大きなストライキを決行中です。その理由は、6カ月間給与が支払われていないからです。もちろんそれは経済封鎖のためです。

イスラエルで働いているパレスチナ労働者の問題は、検問所の閉鎖により会社に行けない、行けないから給料がもらえないことですが、これは治安上の理由であって、イスラエルの会社からの解雇ではなく、不当解雇にはならないから訴えようがないという非常に弱い立場に置かれています。また、イスラエルの多くの会社そのものが破産してしまうという状況の下で、賃金の不払いに対して訴える先がないという問題、高額な裁判費用など、多くの問題を抱えています。

また、HISTADRUT はパレスチナの労働者から強制的に1%の組合費を徴収していますが、HISTADRUT はパレスチナの組合員に対して何らのサービスも提供していません。

最後に、パレスチナ総同盟としては、恒久的な平和の実現が、パレスチナの労働者及びイスラエルの労働者全ての問題を解決する根本であると確信しています。

【ナワフ (HISTDRUT)】

イサームさんのお話は全て事実ですが、最後の1文だけ修正が必要だと思いましたので、発言させていただきます。パレスチナのイスラエルで労働者たちが強制的に1%の組合費を徴収されているという

ことは事実と反しています。HISTADRUT が徴収しているのではなく、イスラエル労働省が集めているお金でして、それは PGFTU の書記長と我々との間の 97 年の合意に基づくものです。合意によれば集められたお金は PGFTU に返還されるのが原則ですが、インティファーダがありましたものから、返還が行われておらず、またそれが一体幾らなのかが問題となっています。それについては今、アラブの弁護士が PGFTU の立場をパレスチナ側の弁護に当たっていますので、こういう人たちの間で現在交渉が行われています。私自身この問題について PGFTU の書記長ともお話した経緯がありますので、ご説明する次第です。

【サイド (PGFTU)】

同じ問題について申し上げます。95 年の合意以前からパレスチナ人のイスラエルにおける労働者に対するお金の徴収は、HISTADRUT であるか労働省であるかは別として行われていました。そしてそれが強制だと申し上げたのは、パレスチナ人に対して組合に属するか属さないかということを確認することなく、全て平等に 1% が徴収されたからです。それに対するサービスということは全くないというのは、昔も今も同じです。

パネルディスカッション

【中嶋】

進行役の中嶋です。短い時間ですが、実りある意見交換ができればと思います。時間の関係上、テーマは絞らざるを得ないこと、またインタラクティブな議論が時間的な制約と、パレスチナ、イスラエルをめぐる現在の深刻な状況等から非常に難しいことをご理解いただきたいと思います。パネリストの皆さんは、ICFTU の加盟組合、あるいは未加盟でも ICFTU と緊密な連携を持つ組織の代表です。ICFTU は 1949 年に設立されましたが、その際確認された最も基本的な運動の原則は、全世界の労働者にパンと自由と平和を与える、ということでした。パンも自由も、平和がなければ実現しない。できないということは、皆さん、実感を持って確認できると思います。

そこでまず、皆さんが現在のパレスチナをめぐる状況をどう見ているのかについて伺います。

【サイド (PGFTU)】

PGFTU の中東和平問題に対する立場は、ご承知のとおり非常にクリアです。イスラエルとアラブの和平は、国際的に認められ、合法性を有する諸決議に基づいて、イスラエルがパレスチナ人に対する攻撃を停止し、パレスチナ人が 1967 年 6 月の国境線に基づく領土において独立国家を持つ権利があることを認め、パレスチナ人に対し基本的人権その他の権利が保障されるということです。

【中嶋】

次にイスラエルの代表から、今のパレスチナの意見についてどう考えるか、また現状をどのように考えているか、お考えをいただきたいと思います。

【ナワフ (イスラエル)】

HISTADRUT としては、国連決議案 242、3385 は当然遵守すべきですし、またブッシュ大統領が掲げるロードマップも受け入れる姿勢を示しています。しかしオスロ合意がうまく機能していたにもかかわらず、2000 年 9 月のインティファダにより、この合意が結局崩壊し、戦争状態を最近も経験しました。イスラエル軍のガザ撤退後も、パレスチナ側からのイスラエル国内への攻撃が続きました。ここで一番最初にすべきことは、今すぐ早急なる両者の休戦、パレスチナ側がイスラエル国内への攻撃をやめることです。もちろんイスラエル側もそれに従い休戦はするつもりです。何よりも大切なのは、パレスチナ側の当局と、イスラエル議会から選ばれた代表者による直接交渉を持つべきということです。

ただし、私たちはこうした問題の解決のために今ここに座っているのではない。問題が余りにも大き過ぎてここでは解決のしようがない。その他にもイスラエルは国境問題、エルサレム問題、また難民の問題、そして水の問題、その他の問題を解決していかなければいけない。しかし、こうした問題を解決するにも、直接交渉が何よりも一番大切であると信じています。

今年の 5 月ジュネーブで、ICFTU の方もいらっしゃる中、我々は PGFTU と 1 つの合意に達しています。HISTADRUT としては、オスロ合意がまだ生きていたころと同じように、パレスチナ人も一緒に仕事ができる状況、つまり 1 つの区域の中で 2 つの民族が一緒に仕事ができる状況ができればいいと考えています。今、私どもは、外国人の労働者を受け入れています。できればパレスチナ人の方々と一

緒に仕事をしたいと考えています。

【中嶋】

ありがとうございました。双方の当事者から、現状認識についてお聞きしましたが、今度はこの現状を、本日参加の他国の代表がどのように考えているか、伺いたいと思います。

【ムハンマド (エジプト)】

労働者の立場から中東和平の問題を話し合うことは、非常に時宜を得た企画であると評価します。仰せのとおり、パンも自由も平和がなければ実現しません。我々は、パレスチナとイスラエル、また、広義においてはアラブとイスラエルの間の公正な平和が1日も早く実現することを願っています。

しかしながら、毎日のように殺りくや破壊が行われている中で、我々は現実的な和平のための方策を探っていかなければなりません。故サダト大統領はエルサレム訪問によって、エジプトとイスラエルの和平を実現しました。この例にならい、イスラエル、パレスチナも、両者が和平のために手を差し伸べることが重要です。イスラエルもパレスチナ双方が現実を受け入れ、現実に基づいた行動をしなければなりません。これまで国際的に認められた諸決議を尊重し、67年の国境に基づく国家樹立という解決が図られなければならないと思います。

最後に申し上げたいことは、各国の国民のレベルで、和平に対する機運を盛り上げ、それぞれの国の政府に対して強く働きかけなければならないということです。

平和を愛する日本人の皆様の前で、当事者が中東の平和について語り合うことは、大変有意義なことです。私はこの機会に労働者による平和のための国際会議という会議の開催を呼びかけたいと思います。この会議は、ILOが主催し、そこに当事者各国の労働組合の幹部を招き「中東和平のための労働者の対話」というタイトルで行なわれればよいと思います。参加者の中には、国会議員の資格を有している組合員も多くいますし、各国の労働大臣にも参加いただいて、労働行政の立場からも各国の政治的な立場について発言してもらおうと意義があると思います。そしてその開催地としては、平和の国、日本。その中でも、平和の都市、広島で開かれるのが良いと思います。

【中嶋】

具体的な提案までいただきありがとうございます。いずれにしても現状は、パレスチナも他のアラブ諸国にしても、イスラエルの立場からも、早急に克服すべき事態であり、これまでの国際的合意、決議等を遵守して、早急に問題を解決すべきというのが共通認識だと思います。

私はお互いに大義があると思いますが、人の命を奪ってよい、あるいはそれは仕方がないという大義は存在しないし、あり得ないと考えています。そういう観点から、労働組合がパンと自由と平和という目指すべき方向を、しかも平和に重点を置いて運動を展開していくことは、非常に崇高なことだと思っています。現状をどのように克服すべきか、先程エジプトの代表より具体的な提案がありましたが、それぞれの立場で、労働組合の共同の作業として、同じ地域に生き、暮らし、活動する労働者として、協力して何ができるのか、あるいは何をすべきかについて、皆様のご意見を伺います。先程、PGFTUの活動報告の中で、幾つかの具体的な困難な点が挙げられて、その克服が難しいことが、イスラエルとの関係において語られました。そのことについて、具体的にその克服のための基礎的な条件として、何をどのように整えていけば実現に近づくのかについて、まずパレスチナからお考えをお聞きしたいと思います。

【サイド (パレスチナ)】

まず第一に、イスラエルの攻撃、とりわけパレスチナの無実の一般市民の殺害が直ちに停止されること。それと同時に、パレスチナ側からも武装闘争が停止されることが必要です。それにより、全ての当事者が完全な資格で臨むことのできる国際平和会議が開催できます。

イスラエルの1967年6月4日の位置までの完全撤退が、公平な和平とは私は申しません。この両者間にバランスのとれた和平が実現されること、この領土の中にパレスチナが完全な主権国家として平和裏にイスラエルとともに共存することが必要なことだと思います。

それ以外の部分的な解決が機能しないことは、オスロ合意がすぐに壊れたことを見ても明らかです。この合意が壊れたのは、シャロン首相のアル・アクサモスク強行訪問がイスラム教徒の感情を害したために、彼らが起こしたインティファダという反発によります。従って、イスラエルがパレスチナに対する攻撃、軍事行動を一切しないこと、同時にパレスチナ側からも抵抗活動をしないこと、これがまず第一に必要なことで、そしていかなる部分的な解決も求めないこと、一方的な措置は無駄だということを理解することが重要だと思います。

【中嶋】

ありがとうございました。一時期は日本のテレビでもイスラエル、パレスチナの状況が連日報道され、多くの無辜の命が奪われていることに私たちは非常に心を痛めました。今の意見にありましたように、双方の即時停戦、武力行使の停止が全ての出発点であるというのは、全く同意できる意見だと個人的に思います。即時停戦については合意できると思いますが、それを労働組合の共同作業の中で、具体的にどのように進めていくことができるかについて伺います。

【ナワフ (イスラエル)】

先ほども繰り返しましたが、やはり私どもは現状打開のために、双方が攻撃をやめることが先決だと思います。2つの民族がこういう戦いをしても、結局一番被害をこうむるのは兵士ではなく市民です。アル・アクサからもう6年が過ぎましたが、現在はもっとひどい状況です。もちろんパレスチナの方々も苦しんでいらっしゃるでしょうし、イスラエルの方も、アシュケロン、アシュドットなどの町が攻撃され、苦しい状況に置かれています。問題解決のためには、そろそろ本当に直接交渉に入る時期に来ていると思います。我々は所詮は隣人です。ですから、何としてもその隣人が一緒に暮らせるような解決策を見つけるべきだと思います。アラブとパレスチナの問題で我々は非常に苦しんでいますが、我々が今話しているのは、イスラエルとアラブの2者の問題であって、まだ世界大戦のレベルまでは達していません。日本もかつて戦争状態にあった隣国と今はもう平和な関係にありますし、ドイツも隣国とはもう隣人として平和な関係を実現しています。世界大戦のレベルまでは行っていないのですから、きっと我々もこういった平和を実現することは可能だと思います。

水の問題も非常に重要であり、国連の決議案に従い交渉を持つべきだと思います。ヨルダン、イスラエル、パレスチナ等の国々は、水不足の問題に非常に悩んでいます。土地も大切ですが、水の問題も、双方の協力で問題が解決できるはずです。その他にも下水の問題があります。鉄道の問題もあります。ガザの方々が自由に行き来できるように、そういった問題を解決するために、ハイウェイ、鉄道を協力してつくるべき時期だと思います。

もう1つの問題は、国境閉鎖です。国境閉鎖について私は反対です。パレスチナの方々が非常に苦勞

し苦痛を味わっているのはわかっています。2次インテリファースドが始まるまでは、1,500人のパレスチナの方が一緒に参加するセミナーを実施したこともあります。しかしこうしたセミナーを再び開くにしても、どうしてもロジスティックの問題は出てきます。ですから戦いをすぐに止め、双方が交渉の席に着く必要があります。アメリカや他国の仲介で交渉する形もあり得ますが、一番効力を持つのは直接の当事者同士が直接交渉を持つことです。それについてアメリカや日本をはじめ、他国の協力を私たちは拒絶しませんし、非常にうれしく思っています。

【ハッジヤ (アルジェリア)】

まず、このシンポジウムの各主催者に対して感謝したいと思います。このような労働者間での中東和平についての話し合いを行うことは、中東和平の実現に向けた1つの貢献であり非常に意義のあることと考えます。中東に住む労働組合員から直接お話を伺うことができ、我々にとって貴重な機会でもあります。中東和平問題の解決には、政治的な解決が第一であり、そのためには地域の全ての民族が完全な人権を行使でき、尊厳ある生活ができる国を持つこと、独立することが重要だと思います。これは国連人権宣言の中でも明確に謳われています。

そして、パレスチナ人はイスラエルの隣で2つの国家という解決によって平和裏に暮らすと言っているのですから、その実現のための対話を強化していかなければならないと思います。しかしながら情勢は逆に非常に不安定であり、最近のレバノン攻撃は事態をさらに悪化させています。イスラエルは国際法を守り、パレスチナやその他の国に対する攻撃をやめるべきです。

またそのような中でも、お互いの国の労働者の権利が守られていなければなりません。この問題に関する労働組合の協力の方策の例ですが、8月30日、ベイルートでアラブ労働組合連盟の主催により開催された、労働者支援のための国際会議がありました。こうした連帯行動は非常に意義があると思います。このことによってレバノンの労働組合員への支援が話し合われたわけですから。

最後にアルジェリアは、故ブーメディアン大統領の時代より常に政府、組合を挙げてパレスチナの立場を支援し、パレスチナ人との連帯を表明していることを確認したいと思います。

【アルジョーンヌ (モロッコ)】

労働者がまず労働者の権利実現のために努力すること、自らの生活水準向上のための努力をしていくこと、これが和平につながると考えるべきだと思います。パレスチナの中東における和平を実現するためには、イスラエルは国際法を遵守して、敵対行為をやめなければなりません。

【中嶋】

日本の報道から、私はイスラエルとアラブの間の非和解的な対立がどんどん深化して、お互いの存在そのものを容認しがたいほど深刻になっているのではないかと心配していました。今日お聞きしていると、平和的共存の大切さはお互いに確認できる。現在はほど遠い状況だけれども、平和的に共存できる状況を1日も早く実現しなくてはならない。即時停戦、武力行使の停止が出発点である。労働組合はお互い武力行使の停止に向けて活動しなければならない、という点で一致する考え方をお持ちだということがわかり、少し安心しました。しかも、それを早急に現実化するために、国際的な世論を高めなくてはならない。労働組合のメンバーを集めた国際平和会議を開催したらどうかという具体的な提案もあり、まだかすかではありますけれども、平和へのシグナルが見えたかなという気がしました。

今年8月に、平和を求める世界宗教家会議が8月26日から28日に京都で開かれましたが、そこで

ヨルダンの王子、ハッサン・ビン・タラール氏が、中東和平への具体的な提言をされ、日本に向けても平和会議開催等の具体的な貢献をすべきであるという提言をしています。彼の場合も、エジプトの代表がおっしゃったように、広島、長崎の体験を持ち、平和に対し非常に強い思いを持つ日本が主導的な役割を果たすべきということを仰っているわけで、日本の、とりわけ労働組合の果たすべき役割がこの分野では大きいのではないかと、ということも、皆さんの対話の中から教えていただきました。

今日、冒頭の開会挨拶で、JILAFの得本理事長より、HISTADRUTとPGFTUとの共同のセミナーがここ6年間中断しており、1日も早く再開できる環境を、共同の努力の中で目指していきたいと仰いました。そのこともまた具体的な実現の可能性が出てきたのかなという気がいたします。JILAFからこの点についてご意見をいただければと思います。

【得本理事長】

今日、日本で中東、北アフリカの労働組合のメンバーが集まって、ディスカッションをすることができました。例えばヨルダン等、中東地域の適切なところで、今日お集まりのような国々の労働組合の代表を集めて会議を開催できるかどうか、JILAFのサポートのあり方も含めアイデアは持っています。

【中嶋】

ありがとうございました。JILAFの得本理事長から、中東地域の具体的な取り組みの方向に向けて努力してみようというお話がありました。今度は、パレスチナの皆さんの方から、JILAFあるいは連合に対して、ご意見がありましたらお願いします。

最後に、モロッコ代表がおっしゃったように、今のILO用語でいうディーセントワーク、人間らしい労働とか、人間の尊厳を大切にする労働だとかと訳していますが、その実現の活動は、実は長い目で見た場合に平和の礎になるというのはご指摘のとおりです。そういう観点から、具体的に共同して取り組めることは何か、お考えがあれば示していただきたいと思います。

【サイド (パレスチナ)】

まずパレスチナでは、イスラエルの労働市場が完全に閉鎖されていることで大変な困難を被っていますので、JILAFや連合にまず求めたいのは、このパレスチナ人の困窮を少しでも軽減するために働きかけていただきたいこと。イスラエルが労働市場をパレスチナの労働者に対して開いてくれること、これが今何よりも必要です。自由よりもまず我々は今、パンが必要な状況であり、働かなければなりません。そして全ての検問所が閉鎖されていること、それ以外にも多くの通行上の制限をイスラエル軍がパレスチナ人に対して課していること、人だけでなく、物の移動も全て禁止していること、ガザと西岸の間の通行が全く不自由であること、この改善が必要です。ナブルスからアンマンまでは普通に車で走れば2時間で行けるところですが、我々は今回の来日の際10時間かかりました。10時間かかりましたが、来られたからまだよかったです、本当に私たちはここに来られるかどうか全くわからなかった、何か起こればここに居られなかった訳ですから、その状況を改善するための行動を我々としては望みたいのです。

【ナワフ (イスラエル)】

HISTADRUTは、国際自由労連アジア・太平洋組織を通じ、マレーシア、パキスタンなど、イスラエルと国交のない国とも実質的な国交ができています。我々としては、こういった組織、同じような会

議をイスラエルでもやってみたいと思います。その際には、皆さんをご招待したいと思っています。もう1つ、国境封鎖について私は反対です。イスラエルにとってもよくない。閉鎖を解くために今やらなければいけないことは、何としても休戦の状態をつくること、すぐにつくること。休戦が合意され、休戦が実現した時点で、少しずつ国境閉鎖は解けていくと思います。そうすればまた少しずつパレスチナの労働者を受け入れることも可能になっていくと思います。これが一番現実的な対応です。ただし、もしまたパレスチナ人によって、イスラエルのバスが自爆テロによって吹き飛ばされ、何人もの犠牲を出す状況になれば、またすぐに遮断されてしまいます。というのも、イスラエル人はそうした状況を非常に恐れているからです。たった1人がそのような行動を起こすことで全てを潰してしまうのです。イスラエル人は、怖いというか、ある意味で疑いを持って状況を見ています。ただし私は、2つの民族は共存できるし、共存すべきだと思います。イスラエル国家として独立し、またパレスチナも国家として完全に独立すること、そうしたことの実現によって、この2国は完全に共存できると思います。過去の状況を見ても、エジプトとは実質的に和平を実現しています。またヨルダンともある意味では和平を実現している。現在のような状況でも、この2国とは、今のところ全く何の障害もなく和平を継続できています。イスラエル側が主導権を持って、こういった問題というのは解決していかなければいけないというのが私の意見です。

【中嶋】

どうもありがとうございました。では最後に、エジプトの代表からご意見を伺います。

【ムハンマド (エジプト)】

先ほどナワフさんが、エジプトが和平を結んだ後、熱い戦争より、関係が冷めていたとしても平和でいられる方がまだ幸せだ、ということを確認されました。ついで申し上げたいのは、今、私たちの前にいる日本人は依然、私たち中東の人々を助けたいと思っていること、今まで日本が我々にくださった数々の援助に私たちは感謝しなければならないということです。その観点から、私は労働組合による国際平和会議の開催ということを申し上げたのですが、その会議のテーマとして今日挙げた、パレスチナの人々を支援していくためにはどうしたらいいのか、平和実現のためには停戦しなければいけません、そのために何をしたらいいのか、こういったことを議題にすればいいと思います。

【中嶋】

私たちは非常に有意義な情報交換、意見交換ができたのではないかと思います。何よりも大切なこと、中東地域には平和的共存が必要で、それがまた実現できる可能性があること、当事者を含めてそういった共通の思いが確認できたことは、大きな成果ではないかと思います。その平和的共存の第一歩として、即時停戦、武力行使を直ちにお互いにやめることが不可欠の前提条件になるし、第一歩になる、部分的な解決では事態の根本的な解決は難しいということ、そのために必要なのは、直接的な対話であることも確認されました。もちろん、その前提として、イスラエルもパレスチナもそれぞれ独立した主権国家として成立し、お互いに尊重し合うことが基本的な姿勢として大切であることも確認されました。

そして、他の国々の労働組合代表は、自分の政府に対してそういうことが早期に実現できるよう、環境整備のために働きかけを行うという積極的な提起もなされました。そして、この地域全体の労働組合として、ICFTU-APROがこの問題を取り上げ、早期解決に向けて努力すべき立場にあることにも触れられました。幸い、連合の新井総合国際局長もいらしていますので、APROの中にこのことを問題提起

して、その取り組みが具体化するよう連合にも期待したいと思います。

私たち日本の労働組合として、中東を含めた世界の平和のために、これからも引き続く努力をしなければならぬということを参加者全員で確認して、パネリストの皆さん、そして非常に困難な課題について通訳をしてくださった4人の通訳者にお礼を申し上げて、このパネルディスカッションを閉じたいと思います。皆さん、どうもご協力ありがとうございました。